

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和5年12月21日招集

第4回臨時会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第11号

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会第4回臨時会を次のとおり招集する。

令和5年12月14日

大船渡地区環境衛生組合
管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 期 日 令和5年12月21日（木）午後1時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会

第4回臨時会議事日程表

議事日程第1号

令和5年12月21日（木） 午後1時開議

- | | |
|------------|---|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 議案第1号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |

出席議員（10名）

議長	東 堅市 君	副議長	佐々木信一 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
3 番	森 亨 君	5 番	金野 千津 君
6 番	船砥 英久 君	7 番	山本 和義 君
8 番	紀室 若男 君	10 番	熊谷 昭浩 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	浏览	清 君
副管理者	住田町長	神田	謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	引屋敷	努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本	邦彦 君
事務局長		舞良	重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木	康代 君
住田町町民生活課長	鈴木	絹子 君

事務局出席者

書記	笹崎	大岳 君
書記	新沼	宏平 君

午後 1 時 00 分開会

○議長（東堅市君） それでは、ただいまから令和 5 年大船渡地区環境衛生組合議会第 4 回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

○議長（東堅市君） ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。

大船渡地区環境衛生組合監査委員から、令和 5 年度 9 月分から 10 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、規定により議長から、7 番山本和義君、8 番紀室若男君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第 3、議案第 1 号、一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、議案第 1 号についてご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございます。岩手県の例に準じまして、一般職の職員の給与改定等所要の改正をしようとするものでございます。

今回の改正は、令和 5 年 10 月の岩手県人事委員会勧告に準じまして行うものでございます。

なお、当組合を構成する大船渡市及び住田町におきましては、いずれも本条例案同様の規定としているところであります。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案をお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第1号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。

説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1本則、第1条による改正。一般職の職員の給与に関する条例。第22条、令和5年12月期について、正規職員の期末手当の支給割合を100分の122.5から100分の127.5に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の67.5から100分の70に引き上げるものでございます。第23条、令和5年12月期について、正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の97.5から100分の102.5に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の47.5から100分の50に引き上げるものでございます。別表第1、行政職の職員の給料月額を引き上げるものでございます。

第2条による改正。一般職の職員の給与に関する条例。第22条、令和6年4月1日以降の正規職員の期末手当の支給割合を100分の125に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の68.75に改めるものでございます。第23条、令和6年4月1日以降の正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の100に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の48.75に改めるものでございます。

第3条による改正。大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例。第7条、特定任期付職員の給料月額を引き上げるものでございます。第8条、特定任期付職員の令和5年12月期の期末手当の支給割合を100分の165から100分の175に引き上げるものでございます。

第4条による改正。大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例。第8条、令和6年4月1日以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の170に改めるものでございます。

2ページをお開き願います。2附則、第1条、この条例の施行期日等を定めるものでございます。第2条、令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整について定めるものでございます。第3条、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすことを定めるものでございます。第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君）
以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもちまして、令和5年大船渡
地区環境衛生組合議会第4回臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時09分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員